

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部下水道事業局下水道施設課
委託業務番号	令和5年度 長下施委第61号
委託業務名称	五大田(田中)・早崎地区下水道管路調査業務委託
委託業務場所	長浜市湖北町田中・早崎町
業務の概要	調査工 テレビカメラ調査工 L=50m 管渠内洗浄工 L=50m マンホール目視調査工 164基
履行期間	令和5年9月20日 から 令和6年1月26日
契約年月日	令和5年9月19日
契約額(税込)	2,629,000円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市湯次町155番地 [商号又は名称] 株式会社テックアシスト
契約相手方の選定理由	管路調査に伴い管路の一部を閉塞することから、人孔に滞留した汚泥を移送できる業者を選定することとなる。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づき一般廃棄物の収集又は運搬を行う者として湖北広域行政事務センターの許可を受け、かつ当地域の営業許可区域を持つ業者は、(株)テックアシストの二者のみのため、契約の相手方として選定する。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。